

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、医幹」を削り、「副室長」を「医幹」に、「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、「通院治療部長」の下に「、副室長、岩槻診療所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。